



令和6年 あめ市が開催される

春の訪れを告げる恒例の松川村のあめ市が、2月24日・25日に行われました。

これに合わせ商工会では両日、安曇節会館で豪華賞品があたる恒例の福引抽選会や福投げを行ったほか、あんこうの解体実演とあんこう汁のふるまいなどを行いました。会場は運だめしとイベントを楽しもうと大ぜいの人で賑わいました。

主な内容

- ◎令和6年新春賀詞交歓会開催・第7回ラーメン祭り・
新会員紹介 2P
- ◎青年部だより・女性部だより・
令和5年度伴走型小規模事業者支援事業実績報告 3P
- ◎電子帳簿保存法・編集後記 4P



松川村マスコットキャラクター
リンリン・りん太

地域に元気と活力を!!

すずむしの声

No. 88
2024.3

現在会員数 282

電子帳簿保存法 電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- ・紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものデータ化しなければならない訳ではありません。
- ・受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

どのように保存する必要があるの？

- ・改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



日本経済はあまり良くないといわれますが、それでも経済は拡大しており、政府、日銀がインフレを志向していることからもGDPは今後も拡大するのではないかでしょう。日本がまたtop3へ戻れることを願いたいと思います。

昨年すでに中国経済が変調をきたしており、世界の投資を落ちたことがニュースになりましたが、実は1989年バブル絶頂期と比べ、日本のGDPは1・4倍以上に拡大しています。

